

見積書提出の御案内

下記案件について、見積書の提出を受け付けますのでご案内いたします。

なお、見積書は病院所定の様式でお願いいたします。

令和4年8月17日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1 見積書提出に付する事項

(1) 件名	新潟市民病院寝具・患者衣等賃貸借及び洗濯業務委託
(2) 項目・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項	契約書(案)のとおり
(4) 見積書提出期限・場所	令和4年9月1日 午後3時 新潟市民病院 事務局 管理課
(5) 契約期間・履行場所	仕様書のとおり
(6) 契約保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(7) 予定価格	公表しません。
(8) 最低制限価格	設けません。

2 見積書提出資格要件

- (1) 令和4年6月1日現在、本市の競争入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されており、かつ、新潟市内に本店、支店または営業所がある者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の別表2の9(暴力的不法行為)の適用に該当しない者
- (5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14の各号に定める基準を満たし、一般財団法人医療関連サービス振興会より当該医療関連サービスマークの認定を受けている者
- (6) 300床以上の病床数を有する病院の寝具、患者衣等賃貸借及び、病院所有のリネン類の洗濯業務を、令和2年4月1日以降、24ヶ月以上継続して行った実

績を有する者

- (7) 一般社団法人日本病院寝具協会の代行保証証明書を提出できる者

3 見積書提出参加手続

- (1) 見積書提出参加申請書（別紙1）を1部持参申請してください。

その際、業務実績証明書（別紙2）、医療関連サービスマーク認定書の写し、代行保証証明書を併せて提出してください。

なお、見積書提出参加申請者名は契約者が決定するまで公表しません。

- (2) 提出先 新潟市民病院 事務局 管理課 施設グループ
〒950-1197 新潟市中央区鐘木463番地7
電話 025-281-5151（代表）
FAX 025-281-5187

- (3) 見積書提出参加申請期限 令和4年8月30日

- (4) 受付期間 本日から見積書提出参加申請期限の日の午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は、下記により、必ず質疑書を提出してください。提出は、見積書提出参加資格要件を満たしている者に限ります。

- ① 様式 別紙3に準じて作成してください。
② 提出期間 令和4年8月24日 午後5時まで
③ 提出先 新潟市民病院 事務局 管理課 施設グループ
④ その他 電話での受付は一切しません。

持参又はFAX（025-281-5187）での受付となります。

回答は、個別にFAXするほか8月26日までに新潟市民病院で掲示します。

連絡用に返信用FAX番号を記入願います。

5 見積書提出時の注意事項

- ① 見積書提出期限に遅れた場合は、見積書提出に参加できません。
② 契約者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって契約者の見積価格とするので、見積書提出参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
③ 見積書提出参加申請後に見積書提出を辞退する場合は、書面で届け出てください。

6 契約者の決定

契約者が決定したときは、速やかに公表します。

7 その他

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがあります。

別紙 1

見積書提出参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

申請者
所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者)

(電話番号)

(FAX番号)

下記案件に係る見積書提出参加資格要件を満たしており、見積書提出に参加したいので申請します。

記

件 名	新潟市民病院寝具・患者衣等賃貸借及び洗濯業務委託
-----	--------------------------

別紙2

業 務 実 績 証 明 書

令和 年 月 日

(受託者)

様

(証明者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者

)

(電話番号

)

(FAX番号

)

下記業務を誠実に履行したことを証明します。

記

業務名称	
履行場所	
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
病床数	床

別紙 3

質 疑 書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(担当者

)

(電話番号

)

(FAX番号

)

1 件 名 新潟市民病院寝具・患者衣等貸借及び洗濯業務委託

質 疑 事 項

質 疑 事 項

見積書

令和 年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住 所

氏 名

印

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく見積条件を承認のうえ見積いたします。

金 額			円	
履 行 場 所				
品 名	品 質・規 格	数 量	単 価	金 額
新潟市民病院寝具・患者衣等賃貸借及び洗濯業務委託	別紙契約項	目単	価内訳	書のとおり

(注)見積額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

契約項目単価内訳書

種類	契約項目	令和4年度（令和4年11月1日～令和5年3月31日）見込数量	単価（円）	合計（円）
貸借物件	一般用寝具	83,770		
	新生児コット用寝具	3,970		
	職員用当直寝具	8,240		
	患者衣	73,380		
	新生児用肌着	3,970		
	透析室貸し出しリネン類	1,990		
	病児保育室寝具	190		
洗濯業務委託物件	バスタオル	30,300		
	フェイスタオル	16,780		
	おしぼり	171,790		
	手術布（大・中・小）	9,430		
	手術布（大・中・小）アイロン手仕上げ	1,450		
	手術衣（長）	4,480		
	手術衣（上・下）	30,140		
	処置用シーツ	1		
	キャップ	1		
	小物（カバー、袋等）	35,580		
	タオルケット	330		
	ベッドパット	100		
	ムートンパット	220		
	毛布	6,050		
	枕	120		
	ベッドカバー	870		
	シーツ（外来・ストレッチャー）	280		
	ピロケース（外来・ストレッチャー）	6,130		
	足拭きマット	600		
	機材拭布	6,940		
	診察台シーツ	1		
	ホーフ	430		
	ガウン（検査衣）	2,090		
	電気毛布	220		
	羽根枕	1,940		
	革手袋	1		
	保護帽	10		
	熱傷用シーツ	10		
	入浴介助用エプロン	300		
	ワンピース	1,820		
	ユニホーム（上）	50,120		
	ユニホーム（下）	42,070		
	診察衣	3,030		
	エプロン	220		
	帽子	10		
	ベッド柵カバー	110		
	ベスト	20		
	マットレス	20		
	コット用マットレス	160		
	シャワーカーテン（㎡当り）	5		
	クッション	1,290		
	ゴムサンダル	450		
	ジップシャツ	40		
	防寒ジャケット	10		
	防寒ズボン	10		
	ソフトカバー	20		
	安全靴	10		
ソファーカバー	20			
ハーフパンツ	480			
カーテン（のれんを含む）（㎡当り）	30			
災害時搬送具付きマットレス	1			
プロテクター（大）	1			
総 価				

注) 各契約項目単価については、予定価格の範囲内の金額のみ有効。

〔記載例〕

見積書

令和 年 月 日

新潟市民病院事業管理者 様

住 所 ○○県○○市○○区
○○町○丁目○○番○○号
氏 名 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく見積条件を承認のうえ見積いたします。

金 額	○○, ○○○, ○○○	円		
履 行 場 所	新潟市民病院	各項目の見積単価に当院が示す予定件数を乗じて得た額を合算した「総価」を記載してください。		
品 名	品質・規	目 単	価 内 訳	書 の と お り
新潟市民病院寝具・患者衣等貸借及び洗濯業務委託	別紙契約項			

割印を押してください。

契約項目単価内訳書

種類	契約項目	令和4年度(令和4年11月1日～令和5年3月31日)見込数量	単価(円)	合計(円)
貸借物件	一般用寝具	83,770	000	000,000,000
	新生児ニット用寝具	3,970	000	000,000,000
	職員用当直寝具	8,240	000	000,000,000
	患者衣	73,380	000	000,000,000
	新生児用肌着	3,970	000	000,000,000
	透析蓋貸し出しリネン類	1,990	000	000,000,000
	病児保育室寝具	190	000	000,000,000
	バスタオル	30,300	000	000,000,000
	フェイスタオル	16,780	000	000,000,000
	おしぼり	171,790	000	000,000,000
洗濯業務委託物件	手術布(大・中・小)	9,430	000	000,000,000
	手術布(大・中・小)アイロン仕上げ	1,450	000	000,000,000
	手術衣(長)	4,450	000	000,000,000
	手術衣(上・下)	30,140	000	000,000,000
	処置用シート	1	000	000,000,000
	キャップ	1	000	000,000,000
	小物(カバー、袋等)	35,580	000	000,000,000
	タオルケット	330	000	000,000,000
	ベッドパット	100	000	000,000,000
	ムートンパット	220	000	000,000,000
	毛布	6,050	000	000,000,000
	枕	120	000	000,000,000
	ベッドカバー	870	000	000,000,000
	シート(外来・ストレッチャー)	280	000	000,000,000
	ビロケース(外来・ストレッチャー)	6,130	000	000,000,000
	足拭きマット	600	000	000,000,000
	機材拭布	6,940	000	000,000,000
	診察台シート	1	000	000,000,000
	ホープ	430	000	000,000,000
	ガウン(検査衣)	2,090	000	000,000,000
	電気毛布	220	000	000,000,000
	羽根枕	1,940	000	000,000,000
	革手袋	1	000	000,000,000
	保護帽	10	000	000,000,000
	熱傷用シート	10	000	000,000,000
	入浴介助用エプロン	300	000	000,000,000
	ワンピース	1,820	000	000,000,000
	ユニホーム(上)	50,120	000	000,000,000
	ユニホーム(下)	42,070	000	000,000,000
	診察衣	3,030	000	000,000,000
	エプロン	220	000	000,000,000
	帽子	10	000	000,000,000
	ベッド欄カバー	110	000	000,000,000
	ベスト	20	000	000,000,000
	マットレス	20	000	000,000,000
	コット用マットレス	160	000	000,000,000
	シャワーカーテン(㎡当り)	5	000	000,000,000
	クッション	1,290	000	000,000,000
	ゴムサンダル	450	000	000,000,000
	ジップシャツ	40	000	000,000,000
防塵ジャケット	10	000	000,000,000	
防塵ズボン	10	000	000,000,000	
ソフトカバー	20	000	000,000,000	
安全靴	10	000	000,000,000	
ソファカバー	20	000	000,000,000	
ハーフパンツ	450	000	000,000,000	
カーテン(のれんを含む)(㎡当り)	30	000	000,000,000	
災害時搬送具付きマットレス	1	000	000,000,000	
プロテクター(大)	1	000	000,000,000	
総 価				000,000,000

見積書(裏面)

総価を見積書の金額欄に記載してください。

新潟市民病院寝具・患者衣等貸借及び洗濯業務委託仕様書

趣 旨

患者さんが快適に安心して治療を受けられる衛生的な病院環境及び病院スタッフが安全に診療できる環境の整備並びに病院経営の効率的な運営を目的として、新潟市民病院の寝具・患者衣等の貸借及び洗濯業務の事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

1 名称

新潟市民病院寝具・患者衣等貸借及び洗濯業務委託

2 履行場所

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）

3 業務内容

(1) 新潟市民病院で使用する寝具・患者衣等（以下「リネン等」という。）の貸借

- ① リネン等の仕様及び貸借見込み数量は別紙「新潟市民病院 寝具・患者衣等内訳書及び基準仕様書（資料1）」のとおりとし、色・柄等については落札業者決定後、病院と別途協議をすることとする。
- ② リネン等の規格・寸法については、別紙「新潟市民病院 寝具・患者衣等内訳書及び基準仕様書（資料1）」を基本とした同等規格品とする。
- ③ 常駐管理業務の内容については下記のとおりとし、業務内容については別紙「業務スケジュール表（資料2）」を基本とするが、詳細については、落札業者決定後、病院と協議して決めるものとする。
 - (ア) リネン等の在庫管理
 - (イ) リネン等の定期及び随時クリーニング
 - (ウ) リネン等の点検、補修
 - (エ) ベッドメイキング
 - (オ) 各部署から排出される不潔品の回収及び各部署まで清潔品の納品
 - (カ) 不潔品の仕分け
 - (キ) 清潔品の仕分け、たたみ等
 - (ク) 各種台帳受払い伝票等の管理
 - (ケ) 病院所有の洗濯物（以下「洗濯物」という。）で、中央リネン室にて管理する洗濯物の在庫管理、点検、補修、仕分け等
 - (コ) 各部署からの臨時請求等に対する対応
- ④ 常駐時間
 - (ア) 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

- (イ) 土曜日及び祝祭日 午前8時30分から午後3時30分まで
- (ウ) 日曜日 午後1時00分から午後4時00分まで
- (エ) 1月1日は休業日とする

(2) 洗濯業務

洗濯物の種類、仕上げ方法及び見込み数量は、別紙「洗濯品目表及び予定数量（資料3）」のとおりとし、業務内容については、別紙「業務スケジュール表（資料2）」を基本とするが、詳細については、落札業者決定後、病院と協議して決めるものとする。

(3) 入院患者の付添い者に対する寝具類の貸し出し業務

- ① 受託者は、付添い者から申し出があった場合に貸し出すものとし、手続き等については、直接申し出のあった付添い者で行うものとする。なお、院内に用意する寝具類は下記のとおりとし、付添い者に貸し出す金額については、病院と別途協議することとする。

(ア) 簡易ベッド

(イ) 寝具類一式

(ウ) 院内準備数 100台程度

- ② 病院は、付添い者が利用する寝具類の保管に必要なスペースを、新潟市民病院行政財産目的外使用料規程に基づき、有償にて提供するものとする。

4 各リネン室及び当直室等の院内指定場所

別紙平面図（資料5）のとおりとする。

5 洗濯・消毒等

- (1) 洗濯・消毒等の基準及び使用する洗剤等に関しては、洗濯物の種類用途に応じ、双方協議して定めるものとし、リネン等の洗濯回数、仕上げ条件等は別紙「新潟市民病院 寝具・患者衣等内訳書及び基準仕様書（資料1）」のとおりとするが、汚染等により基準外で必要なものについては、病院の指示によりその都度洗濯・消毒等をするものとする。
- (2) 退院等により搬出したリネン等については、速やかに洗濯及び消毒を実施し、常に良好な状態に整備しておくものとする。
- (3) リネン等及び洗濯物が血痕、膿分泌物、糞便等により汚染された場合は、水溶性ビニール袋に入れた状態で回収場所に置くので、開封することなく病院から搬出するものとする。

6 業務遂行上の留意事項

- (1) 受託者は、リネン等及び洗濯物について良好な衛生管理を行うため、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い適

正に処理しなければならない。

- (2) 受託者は、病院専門の洗濯施設を有するものとする。
- (3) 病院業務の円滑な実施のため、予備のリネン等を、別紙「病棟・外来リネン庫 リネン等定数表（資料4）」に基づき配置、補充することとするが、詳細については落札業者決定後、病院と協議して決めるものとする。なお、予備のリネン等に係る費用については寝具及び患者衣の各契約単価に含まれるものとする。
- (4) リネン等及び洗濯物は病院の指定する場所から搬入・搬出することとし、院内のリネン庫に保管するとともに、病院の指定する場所まで集配を行うものとする。
- (5) 集配について、1日2回、日曜日を除く毎日行なうこととし、詳細な時間帯等については、落札業者決定後、病院と協議して決めるものとする。なお、病院が必要と認めた場合は、これに対応できる体制を常に整備するものとする。
- (6) 受託者は、業務遂行に必要な従事者を必要数常駐させ、業務の万全を期するものとする。
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症等の病原体により汚染されているもの（汚染されているおそれがあるものを含む）についての消毒等は、病院で処理するものとする。
- (8) 診療用放射線同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、病院において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し安全性を確認するものとする。
- (9) 受託者は、病院の業務運営に支障を来たさないよう清潔なリネン等の保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については常時必要な措置を講ずるものとする。
- (10) 受託者は、交換作業を円滑にするため、必要なランドリーバッグを準備し、また汚染物とその他のものを区別するためのランドリーバッグ、専用蓋、架台等を院内に必要数常備するものとする。
- (11) リネン等及び洗濯物は、常に良好な状態において使用できるように、洗濯時に点検し、汚損等は可能な限り補修しなければならない。
- (12) 当院は、公立病院であり、業務に従事する者は、公的病院の従事者であるという精神をもって業務に当り、誠意と奉仕の気持ちを忘れないと同時に、患者さん及び関係者に不潔不快の念や、患者さんの治療・看護並びに病院運営に支障となる行為は絶対にしてはならない。また、患者さんのプライバシーに十分配慮し、業務を行わなければならない。

7 損害賠償責任

衛生管理の欠陥により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

8 施設等

病院は、リネン等の提供に必要なリネン庫等を提供するが、受託者は、提供されたリネ

ン室等を定期的に清掃し、常に清潔に保つこととする。

9 費用区分

- (1) この契約に係る費用の負担区分については別紙「負担区分一覧表」のとおりとする。
- (2) 病院が、故意又は重大な過失によりリネン等を亡失、損傷した場合及び、受託者が、故意又は重大な過失により洗濯物を亡失、損傷した場合の修繕費等については、双方協議のうえ決めるものとする。

10 業務の再委託

受託者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。

11 その他

- (1) 受託者は、リネン等及び洗濯物の台帳及び受け払い伝票を常に整備し、病院並びに関係諸官庁の指示に従い、洗濯、修理設備並びに倉庫の立ち入り検査の要求に応ずるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施状況につき、常に病院の指導監督を受けるものとする。
- (3) 受託者が、火災、労働争議、業務停止、その他の事情により業務処理が不能の状態に陥った場合の保証のため、病院の許可を得て、あらかじめ業務の代行者を指定しておくものとする。なお、業務代行保証における保証料等については、受託者負担とする。
- (4) 天変、地変、その他不可抗力により、紛失、消失大破損、その他の理由によりそれぞれに返却できない場合は、双方協議して決めるものとする。
- (5) 災害時（天災、人災とも）において、病院から緊急の対応を求められた場合は、可能な限りこれに対応するものとする。
- (6) 受託者は、この業務に従事する従業員で病院に出入りし、作業するものについては、あらかじめ病院に従事者名簿を提出し、承認を得るものとする。
- (7) 受託者は、従事者の中から300床以上の病院において、当該業務を3年以上経験したものを受託責任者として選任し、常駐させるものとする。
- (8) 受託者は、日報等により、作業内容を病院に報告しなければならない。
- (9) 受託者は、病院に出入し作業する従業員の着用する被服については、あらかじめ病院の承認を得なければならない。
- (10) 受託者は、この業務に従事する従業員に対し、病院が認めた名札を着用させなければならない。
- (11) 受託者は、従事者について対象感染症（麻しん・風しん・水痘・ムンプス・B型肝炎）に係る抗体価の確認及びワクチン接種の実施状況を病院に報告すること。但し、その費用は業務受託者の負担とする。
- (12) 従事者の通勤に必要な駐車場は、当院敷地外に受託者が確保すること。

- (13) 病院敷地内は禁煙とする。
- (14) 見込み数量はあくまで見込みであり、実際の数量は増減することがある。この場合の単価への補償等は一切行わないものとする。

12 契約期間

- (1) この業務の契約期間は令和4年11月1日から令和7年10月31日までとし、リネン等の設置については、令和4年10月31日までに完了すること。
- (2) 契約締結日から業務開始日までを準備期間とし、この期間内に係る一切の経費等については受託者の負担とする。

13 守秘義務

受託者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

14 見積書記載方法

見積書には、リネン等の「1組1日あたりのリネン等の単価」に「令和4年度（令和4年11月1日～令和5年3月31日）賃借見込み数量（資料1参照）」を乗じて得た額と、洗濯業務の「各洗濯物の単価」に「令和4年度（令和4年11月1日～令和5年3月31日）委託見込み数量（資料3参照）」を乗じて得た額を合算した「総価」を記載すること。また、併せて、見積書に各契約項目の「契約項目単価内訳書」を添付すること。

なお、契約者の決定に当たっては、見積書に添付された各契約項目単価の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約単価とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を契約項目単価内訳書に記載すること。

15 契約者決定方法

見積書の金額（総価）が最も低い業者を第1位契約候補者とし、予定価格を超過した項目に関して予定価格の範囲内となるように減価交渉等を行ったうえで契約業者に決定する。

16 請求及び支払について

代金の支払いは、月払いとし、請求については、次のとおりとする。

(1) リネン等について

- ① 患者が使用するリネン等については、リネン等の単価（見積書に添付した各契約項目単価）に、当該月の延入院患者数（患者衣については、利用者数）を乗じた金額に消費税に相当する額を加算した金額（請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、次の場合のリネン等は無償とする。

(ア) 汚損及び転室・転科等のため、特に必要があつて1組のリネン等を超えて借り受けた場合は、その超える賃貸借料。

(イ) 患者が外泊する場合は、外泊開始日の翌日から外泊終了日の前日までの期間の賃貸借料。

② 病院が使用するリネン等については、受け払い伝票等に基づき、病院に対して貸与したリネン等の単価（見積書に添付した各契約項目単価）に、使用日数を乗じた金額に消費税に相当する額を加算した金額（請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(2) 洗濯物について

① 各洗濯物の単価（見積書に添付した各契約項目単価）に、当該月の洗濯物の納品数を乗じた金額に消費税に相当する額を加算した金額（請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

② 契約項目にない洗濯物を依頼する場合の単価は、同種品目の単価に基づき、双方協議して定めるものとする。

(3) 請求方法について

前記(1)、(2)の区分により、本院分と病児保育室分を区別して、毎月、病院の指定する日までに請求書（病院指定書式）を提出すること。

【病院の施設概要】

- 1 所在地 新潟市中央区鐘木463番地7
- 2 病床数 676床
- 3 病棟及び病床構成

病棟		病床数
1階：1種感染症		2床
2階：総合周産期母子医療センター	周産期部門	27床
	新生児部門	30床
3階：救命救急・循環器病・脳卒中センター		50床
4階	子ども病棟	40床
	一般病棟	41床
	2種感染症	6床
	精神病棟	16床
5階	一般病棟	93床
6階	一般病棟	93床
7階	一般病棟	93床
8階	一般病棟	93床
9階	一般病棟	92床

- 4 病床稼働率 82.7% (令和4年6月値)
- 5 平均在院日数 11.3日 (令和4年6月値)
- 6 診療科目 37診療科
- 7 平均外来受付数 1,078人/日 (令和4年6月値)
- 8 敷地面積 89,878㎡
- 9 建築面積 13,791㎡
- 10 建物構造・階数 本館：鉄骨造 地上10階
南棟：鉄筋コンクリート造 地上4階 他

【負担区分一覧表】

項目	病院	受託者
光熱水費（院内での洗浄にかかる電気，水道代）		○
光熱水費（院内での洗浄にかかる電気，水道代を除く）	○	
被服費（ユニフォーム，名札等）		○
業務に必要な事務用一般消耗品		○
リネン管理に必要な帳票類（各種受払い伝票含む）		○
病院内の什器・備品（リネン棚）	○	
中央リネン庫内の什器・備品（作業台，棚等）		○
上記以外で業務に必要な備品（ランドリーバッグ，架台等）		○
院内での洗浄に必要な備品（洗濯機，乾燥機等必要に応じ）		○
不潔品を密閉する水溶性ビニール袋	○	
通信費（外線電話の工事費，通信料等）		○
設備・機器維持費（空調，照明等）	○	
準備期間中の従事者の研修にかかる費用		○
各リネン類の補修，洗濯及び消毒等にかかる費用		○
各リネン類の集配等にかかる費用		○
リネン室の清掃にかかる費用		○

新潟市民病院 病院寝具・病衣等内訳書及び基準仕様書

寝具仕様明細書(1組分)

区分	品名	数量	規格	寸法	色・柄	洗濯回数	仕上げ条件等			令和4年度(令和4年11月1日～令和5年3月31日)賃借見込み数量
							ロールアイロナー	たたみ	消毒	
一般用	掛布団	1	T80/C20	140×200cm	別途協議	1回/年			○	83,770組
	ベッドパット	1	T65/C35 プレート [®] 抗菌 [®] リエステ [®] 綿入1.2kg	100×200cm	別途協議	1回/6ヶ月		○	○	
	シーツ	1	T30/C70	180×300cm	別途協議	1回/週(※)	○	○	○	
	包布	1	T30/C70 紐無し リバーシブル	150×210cm	別途協議	1回/週(※)	○	○	○	
	枕	1	側:T80/C20 中材:ポリエステル綿、パイロン	35×50cm	別途協議	1回/6ヶ月		○	○	
	枕カバー	1	T30/C70	40×67cm	別途協議	1回/週(※)	○	○	○	
	防水シーツ	必要時	表地:T100、裏地:T65/C35	90×160cm	別途協議	毎日		○	○	
	タオルケット	1	綿100%	140×200cm	別途協議	1回/2週、7～8月は1回/週(※)		○	○	
新生児用	掛布団	1	側:パ [®] ケキ [®] 中材:ク [®] ロ [®] ル	45×55cm	別途協議	1回/6ヶ月			○	3,970組
	ベッドパット	1	T65/C35 プレート [®] 抗菌 [®] リエステ [®] 綿入0.5kg	35×70cm	別途協議	退院毎		○	○	
	バスタオル	2	綿100%	63×130cm	別途協議	毎日		○	○	
	シーツ	1	T30/C70	70×100cm	別途協議	毎日	○	○	○	
	包布	1	T30/C70	50×55cm	別途協議	毎日	○	○	○	
	枕用タオル	1	綿100%	33×41cm	別途協議	毎日		○	○	
病児保育用	肌掛布団	1	T65/C35	110×140cm	別途協議	2回/年		○	○	190組
	包布	1	T30/C70 紐あり	120×150cm	別途協議	利用毎	○	○	○	
	敷布団	1	T80/C20 綿1.2kg	80×130cm	別途協議	2回/年		○	○	
	敷包布	1	T30/C70	90×140cm	別途協議	利用毎	○	○	○	
	防水シーツ	必要時	表地:T100、裏地:T65/C35	90×160cm	別途協議	利用毎		○	○	
	タオルケット	1	綿100% マイヤー織	110×140cm	別途協議	利用毎	○	○	○	
	枕	1	ビーズ	30×40cm	別途協議	2回/年			○	
	枕カバー	1	T30/C70	35×60cm	別途協議	利用毎	○	○	○	

(※)については、退院毎に洗濯を実施するものとする。

職員用当直寝具仕様明細書(1組分)

区分	品名	数量	規格	寸法	色・柄	洗濯回数	仕上げ条件等			令和4年度(令和4年11月1日～令和5年3月31日)賃借見込み数量
							ロールアイロナー	たたみ	消毒	
当直用	掛布団	1	T80/C20 ウォッシュャブル綿1.3kg 抗菌加工	140×200cm	別途協議	1回/3ヶ月			○	8,240組
	オーバーレイ(看護当直室)	1	オムニマッドプラス/中材:プレスエアー カバー:メッシュ生地	84×191cm	別途協議	1回/3ヶ月			○	
	ベッドパット(医師当直室)	1	T65/C35 プレート [®] 抗菌 [®] リエステ [®] 綿入1.2kg	100×200cm	別途協議	1回/3ヶ月		○	○	
	肌掛布団	1	T65/C35 ウォッシュャブル綿0.5kg 抗菌加工	140×200cm	別途協議	1回/3ヶ月		○	○	
	枕	1	羽枕	35×50cm	別途協議	1回/3ヶ月			○	
	包布	1	T30/C70 紐無し リバーシブル	150×210cm	別途協議	毎日	○	○	○	
	シーツ	1	T30/C70	180×300cm	別途協議	毎日	○	○	○	
	枕カバー	1	T30/C70		別途協議	毎日	○	○	○	

患者衣仕様明細書

区分	品名	数量	規格	寸法	色・柄	洗濯回数	仕上げ条件等			令和4年度(令和4年11月1日～令和5年3月31日)賃借見込み数量
							ロールアイロナー	たたみ	消毒	
患者衣	一般用患者衣	1	T30/C70 甚平式 ポケット無	S～5L	別途協議	3回/週	○	○	○	73,380組
	一般用患者衣	1	T30/C70 浴衣式 ポケット無	M、L、3L、4L、5L	別途協議	3回/週	○	○	○	
	小児用患者衣	1	T30/C70 小児甚平式 ポケット無(一部 マジック式)	1号、3号、6号	別途協議	3回/週	○	○	○	
	妊産婦用患者衣	1	C100 マ [®] テ [®] 上下式 ポケット無 コウシ柄	M、L	別途協議	3回/週	○	○	○	

(※) 浴衣式の患者衣の3L～5Lについては男女共用の色とする。

新生児肌着仕様明細書(1組分)

区分	品名	数量	規格	寸法	色・柄	洗濯回数	仕上げ条件等			令和4年度(令和4年11月1日～令和5年3月31日)賃借見込み数量
							ロールアイロナー	たたみ	消毒	
	肌着(短)	2	綿100%		別途協議	毎日		○	○	3,970組
	上着(長)	2	綿100%		別途協議	毎日		○	○	

透析室等外来貸し出しリネン類仕様明細書(1組)

区分	品名	数量	規格	寸法	色・柄	洗濯回数	仕上げ条件等			令和4年度(令和4年11月1日～令和5年3月31日)賃借見込み数量
							ロールアイロナー	たたみ	消毒	
透析室	シーツ	1	T30/C70	180×300cm	別途協議	毎日	○	○	○	1,990組
	枕カバー	1	T30/C70	40×67cm	別途協議	毎日	○	○	○	
	枕	1	側:T80/C20 中材:ポリエステル綿、パイロン	35×50cm	別途協議	1回/6ヶ月		○	○	
	包布	1	T30/C70 紐無し リバーシブル	150×210cm	別途協議	毎日	○	○	○	
	肌掛布団	1	T65/C35 ウォッシュャブル綿0.5kg 抗菌加工	140×200cm	別途協議	1回/6ヶ月		○	○	
	タオルケット	1	綿100%	140×200cm	別途協議	毎日		○	○	

○洗濯回数については最低基準であり、汚れ具合や各部署からの要求があった場合は、その都度[®]を実践することとする。

業務スケジュール表

	月	火	水	木	金	土・祝祭日	日	
8時	退院ベッドメイク(3Fは除く) 南2F化学療法室ベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F	退院ベッドメイク(3Fは除く) 南2F化学療法室ベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F	退院ベッドメイク(3Fは除く) 南2F化学療法室ベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F	南2F化学療法室ベッドメイク 退院ベッドメイク(3Fは除く) 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F	退院ベッドメイク(3Fは除く) 南2F化学療法室ベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F	清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F		
9時	急患外来・血管撮影室 手術室(不潔品回収のみ) ・南棟1F 当直室ベッド作成と不潔回収	急患外来・血管撮影室 手術室(不潔品回収のみ) ・南棟1F 当直室ベッド作成と不潔回収	急患外来・血管撮影室 手術室(不潔品回収のみ) ・南棟1F 当直室ベッド作成と不潔回収	急患外来・血管撮影室 手術室(不潔品回収のみ) ・南棟1F 当直室ベッド作成と不潔回収	急患外来・血管撮影室 手術室(不潔品回収のみ) ・南棟1F 外来ベビーベッド シーツ交換 当直室ベッド作成と不潔回収	当直室ベッド作成と不潔回収 ※平日が祝祭日の際は、患者衣交換、定期シーツ交換も実施		
10時	患者衣交換 ・6F・7F・8F・9F ※夏季期間(7～9月)・・・月・水・金 血管撮影室サンダル回収	患者衣交換 ・2F・4F・5F ※夏季期間(7～9月)・・・火・木・土	9F 定期シーツ交換	患者衣交換 ・6F・7F・8F・9F ※夏季期間(7～9月)・・・月・水・金	患者衣交換 ・2F・4F・5F ※夏季期間(7～9月)・・・火・木・土 精神科 定期シーツ交換 ※10時～11時に実施予定	退院ベッドメイク(3階は除く)		
11時	白衣納品 A ・4F～9F 透析室リネン納品 心臓リハビリ リネン納品回収 外来 回収用赤袋納品	白衣回収 C・外来のみ 白衣納品 B 白衣回収 A ・3F・南3F・4F 心臓リハビリ リネン納品回収 外来 回収用赤袋納品 病児保育 白衣回収	白衣納品 C 白衣回収 B ・1F～2F ・3F(3F東西病棟は除く) 透析室リネン納品 心臓リハビリ リネン納品回収 外来 回収用赤袋納品	白衣回収 C ・1F～2F 心臓リハビリ リネン納品回収 外来 回収用赤袋納品	透析室リネン納品 心臓リハビリ リネン納品回収 外来 回収用赤袋納品 病児保育 白衣回収			
12時	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩		
13時	シーツ交換準備 6F 定期シーツ交換	シーツ交換準備 7F 定期シーツ交換	シーツ交換準備 6F 定期シーツ交換	シーツ交換準備 5F 定期シーツ交換	シーツ交換準備 4F 定期シーツ交換	※平日が祝祭日の際は、患者衣交換、定期シーツ交換も実施	13:00開始 当直室ベッド作成と不潔回収	
14時	2F・3Fベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F 退院ベッドメイク ※定期シーツ交換実施病棟以外 透析室 シーツ交換・不潔品回収 当直室確認及びベッドメイク(3床) 清潔品補充 ・外来・検査(祝祭日時未実施) ・南棟2F・4F	2F・3Fベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F 退院ベッドメイク ※定期シーツ交換実施病棟以外 透析室 シーツ交換・不潔品回収 当直室確認及びベッドメイク(3床) 清潔品補充 ・外来・検査(祝祭日時未実施) ・南棟2F・4F	2F・3Fベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F 退院ベッドメイク ※定期シーツ交換実施病棟以外 白衣回収 B ・3F東西病棟 透析室 シーツ交換・不潔品回収 当直室確認及びベッドメイク(3床) 清潔品補充 ・外来・検査(祝祭日時未実施) ・急患外来・南棟2F・4F	2F・3Fベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F 退院ベッドメイク ※定期シーツ交換実施病棟以外 透析室 シーツ交換・不潔品回収 当直室確認及びベッドメイク(3床) 清潔品補充 ・外来・検査(祝祭日時未実施) ・南棟2F・4F	2F・3Fベッドメイク 清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F 退院ベッドメイク ※定期シーツ交換実施病棟以外 透析室 シーツ交換・不潔品回収 当直室確認及びベッドメイク(3床) 清潔品補充 ・外来・検査(祝祭日時未実施) ・血管撮影室ゴムサンダル納品 ・南棟2F・4F	清潔品補充・不潔品回収 ・病棟2～9F 急患外来 手術室(清潔品納品のみ)	当直室確認及びベッドメイク(3床) 15:30 終業	
15時	救急外来 清潔品納品 不潔品回収 ・病棟・外来・検査・手術室 急患外来 2F・3Fベッドメイク ※空きベッドについて実施 婦人科外来/手術室清潔品納品 病児保育 白衣納品	救急外来 清潔品納品 不潔品回収 ・病棟・外来・検査・手術室 急患外来 2F・3Fベッドメイク ※空きベッドについて実施 婦人科外来/手術室清潔品納品 病児保育 白衣納品	救急外来 清潔品納品 不潔品回収 ・病棟・外来・検査・手術室 急患外来 2F・3Fベッドメイク ※空きベッドについて実施 婦人科外来/手術室清潔品納品 病児保育 白衣納品	救急外来 清潔品納品 不潔品回収 ・病棟・外来・検査・手術室 急患外来 2F・3Fベッドメイク ※空きベッドについて実施 婦人科外来/手術室清潔品納品 病児保育 白衣納品	救急外来 清潔品納品 不潔品回収 ・病棟・外来・検査・手術室 急患外来 2F・3Fベッドメイク ※空きベッドについて実施 婦人科外来/手術室清潔品納品 病児保育 白衣納品	救急外来 清潔品納品 不潔品回収 ・病棟・外来・検査・手術室 急患外来 2F・3Fベッドメイク ※空きベッドについて実施 婦人科外来/手術室清潔品納品 病児保育 白衣納品		当直室確認及びベッドメイク(3床)
16時	17:00 終業	17:00 終業	17:00 終業	17:00 終業	17:00 終業		16:00 終業	
17時								

※空き時間を利用して、リネンの仕分け・たたみ・翌日の準備を行う。
 ※午後の病棟清潔品納品・・・翌日まで不足しそうな物を補充する。
 ※リネン類納品回収について補足。
 ・NICU …… 月～土曜日 午前中のみ実施
 ・リハビリ …… 月～金曜日 午前中のみ実施(祝祭日作業なし)
 ・放射線治療室 …… 月～金曜日 午後4:00ごろ実施(祝祭日依頼次第)
 ※透析室シーツ交換・不潔品回収
 月・水・金 15時頃～ 治療時間により前後する
 火・木・土 14時30分頃～ 治療時間により前後する

※当直室のベッドメイクについて
 ・月曜日～土曜日のAM9時半頃から全当直室のベッドメイクを実施。(祝祭日も同様)
 ・月曜日～土曜日のPM15時頃から医局6床については、確認を行い使用されているベッドについては、再度ベッドメイクを実施。(祝祭日も同様)
 ・毎週日曜日に関しては、PM13時より全当直室のベッドメイクを実施し、PM15時頃に医局6床の確認を実施。使用されるベッドは再度、ベッドメイクを実施する。
 ※医局 302号室、303号室、304号室、305号室、306号室、307号室

洗濯物品目表及び予定数量

品名	洗濯方法	仕上げ方法	令和4年度
			(令和4年11月1日～ 令和5年3月31日) 見込数量
バスタオル	水洗い	たたみ	30,300
フェイスタオル	水洗い	たたみ	16,780
おしぼり	水洗い	たたみ	171,790
手術布 (大・中・小)	水洗い	たたみ	9,430
手術布 (大・中・小) アイロン仕上げ	水洗い	アイロン・たたみ	1,450
手術衣 (長)	水洗い	たたみ	4,480
手術衣 (上・下)	水洗い	たたみ	30,140
処置用シート	水洗い	たたみ	1
キャップ	水洗い	たたみ	1
小物 (カバー、袋等)	水洗い	たたみ	35,580
タオルケット	水洗い	たたみ	330
ベッドパット	水洗い	たたみ	100
ムートンパット	水洗い	たたみ	220
毛布	水洗い	たたみ	6,050
枕	水洗い	乾燥のみ	120
ベッドカバー	水洗い	アイロン・たたみ、たたみ	870
シート (外来・ストレッチャー)	水洗い	プレス・たたみ	280
ピロケース (外来・ストレッチャー)	水洗い	アイロン・たたみ、たたみ	6,130
足拭きマット	水洗い	アイロン・たたみ、たたみ	600
機材拭布	水洗い	たたみ	6,940
診察台シート	水洗い	アイロン・たたみ、たたみ	1
ホーフ	水洗い	アイロン・たたみ	430
ガウン (検査衣)	水洗い	たたみ	2,090
電気毛布	水洗い	乾燥・たたみ	220
羽根枕	水洗い	乾燥のみ	1,940
革手袋	水洗い	乾燥のみ	1
保護帽	水洗い	乾燥のみ	10
熱傷用シート	水洗い	たたみ	10
入浴介助用エプロン	水洗い	たたみ	300
ワンピース	水洗い	トンネル・たたみ (のりつ	1,820
ユニホーム (上)	水洗い	トンネル・たたみ (のりつ	50,120
ユニホーム (下)	水洗い	トンネル・たたみ (のりつ	42,070
診察衣	水洗い	トンネル・たたみ (のりつ	3,030
エプロン	水洗い	トンネル・たたみ (のりつ	220
帽子	水洗い	トンネル・たたみ	10
ベッド柵カバー	水洗い	たたみ	110
ベスト	水洗い	たたみ	20
マットレス	水洗い	乾燥のみ	20
コット用マットレス	水洗い	乾燥のみ	160
シャワーカーテン (㎡当り)	水洗い	たたみ	5
クッション	水洗い	乾燥のみ	1,290
ゴムサンダル	水洗い	漬け置き洗い後、乾燥	450
ジップシャツ	水洗い	たたみ	40
防寒ジャケット	水洗い	たたみ	10
防寒ズボン	水洗い	たたみ	10
ソフトカバー	水洗い	たたみ	20
安全靴	水洗い	漬け置き洗い後、乾燥	10
ソファカバー	水洗い	乾燥, たたみ	20
ハーフパンツ	水洗い	たたみ	480
カーテン (のれんを含む) (㎡当り)	水洗い	乾燥、たたみ	30
災害時搬送具付きマットレス	水洗い	乾燥のみ	1
プロテクター (大)	水洗い	乾燥のみ	1

病棟・外来リネン庫 リネン等定数表

寝具	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F西	2F東	救外	外来1F	外来2F	MRI室	生理検査室	透析室	南棟外来	化学療法室	光学医療室	精神科病棟	病児保育室	心臓リハビリ
シーツ	20	20	20	20	20	20	20	ピンクバスタオルは人数×4倍位	10					10	5					10	18
包布	15	15	15	15	15	大15,小2	15		10						2					10	18
枕カバー	20	20	20	20	20	20	20		10	30	20	30	10	15	5	5	20	2		10	10
タオルケット	15	15	15	15	15	15	20		5				2	5	5					5	18
防水シーツ	30	30	30	30	30	50	30		10		3							2		10	18
ベッドパット	2	2	2	2	2	大3,小1	6		2						2			2		2	
布団	6	6	6	6	6	大3,小1	4		2									1		2	18
枕	4	4	4	4	4	大3,小1	3		2	4	2	2	4	2	1					2	10

患者衣	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F西	2F東	救外	外来1F	外来2F	MRI室	生理検査室	透析室	南棟外来	化学療法室	光学医療室	精神科病棟	病児保育室	心臓リハビリ	
ガウン	S							肌着は人数の2倍 ピンク小タオルは過不足ないように目分量														
	M	10	10	10	10	10	5		10		8	1	2								3	
	L	10	10	10	10	15	5		10		12	1	2								3	
	LL										10											
	3L	7	7	7	7	7	3		5		3	1	1							3	3	
甚平上下組	S	10	10	10	10	10	10		6		2	6	2	2			1				4	
	M	35	35	35	35	35	30		20	3	9	6	4				2				20	4
	L	45	45	45	45	45	35		25	3	12	6	4				2	2			20	4
	LL	20	20	20	20	25	10		10		8	2	2				1				6	2
	3L	10	10	10	10	10	10		10		4	2	2				1				6	
甚平(子供用)上下組	1号						40		10		8	10		2								
	3号						40		10		8	10		2								
	6号						40		10		8	10		2								
甚平(子供用)マジック式上下組	1号						30		5		4	5										
	3号						30		5		4	5										
	6号						20		5		4	5										
マタニティ上下式	M									15												
	L									15												

※救急外来 土曜、長期休前日上記以外予備補充

ガウン 16枚
甚平上下 22組
甚平(小児)上下 6組

※救急外来はリネン棚2箇所の合計数、1日2回補充

※その他不定期(週1~2回)に納品を行うもの

光学医療 枕カバー2枚

外来2F 月1回(第1月曜)枕11個交換

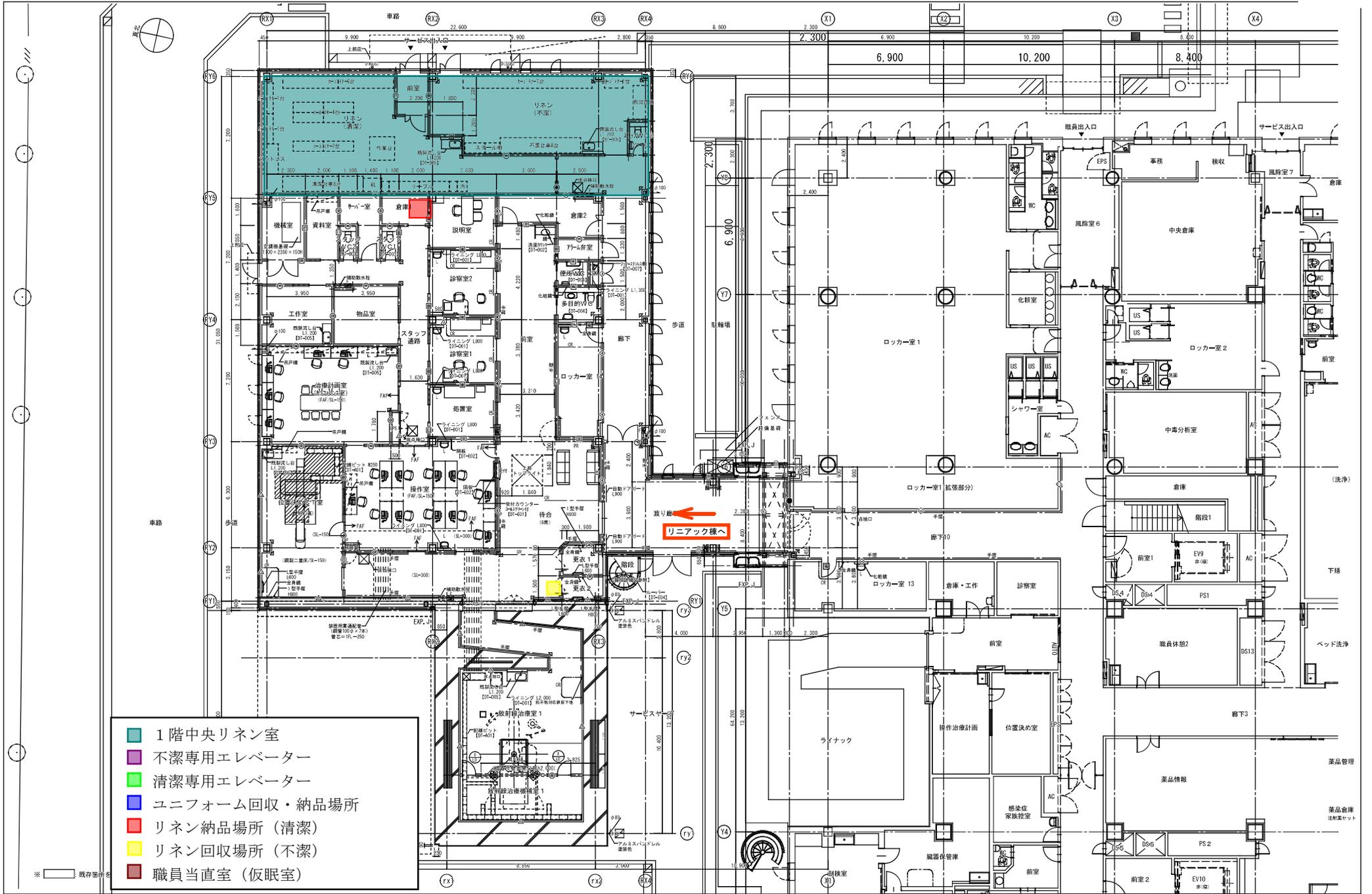
化学療法室 シーツ8枚

透析室 シーツ、枕カバー、タオルケット、3点セットを5~7セット



- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)

1階平面図



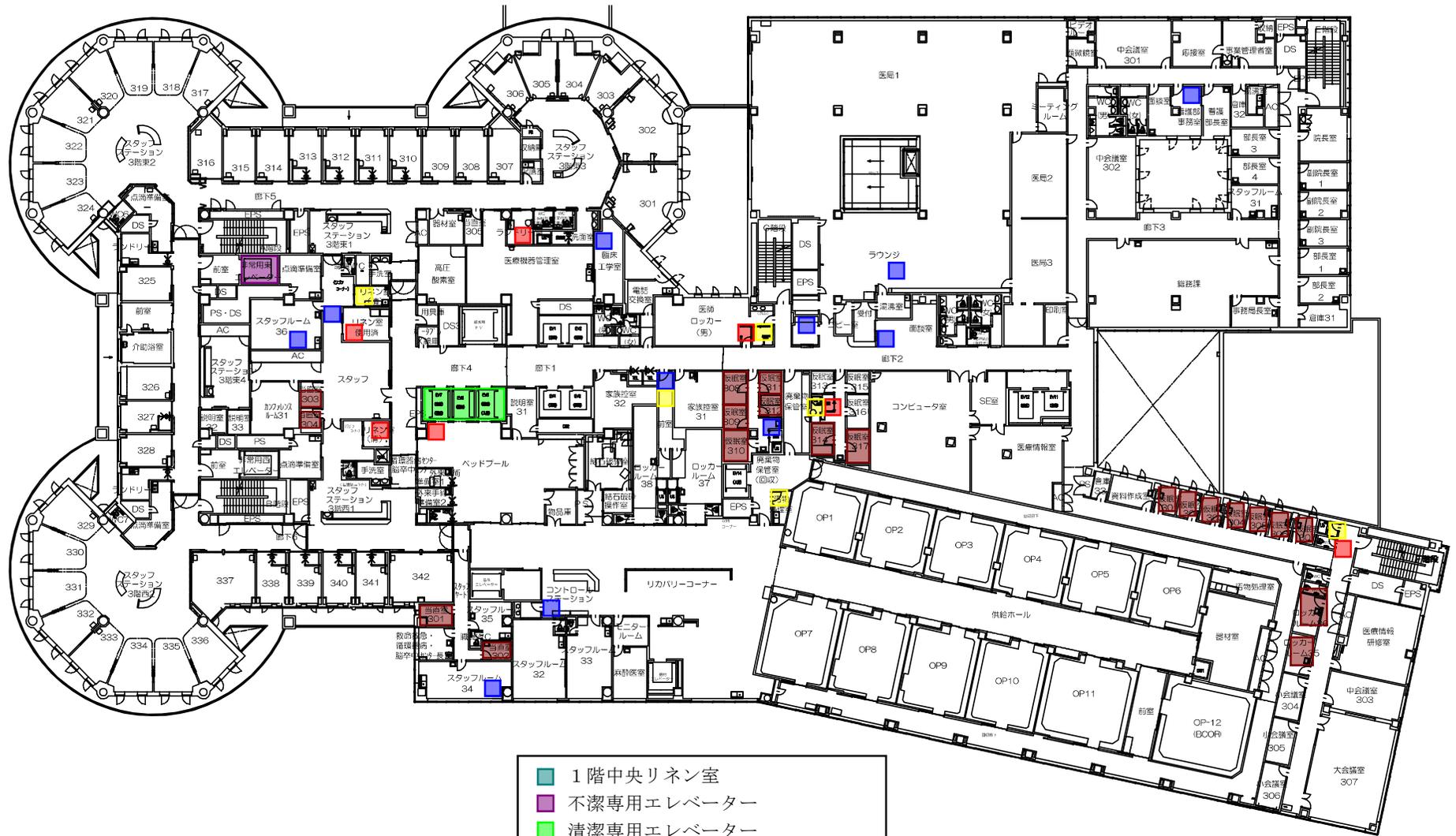
- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)

リニアック棟 1階平面図



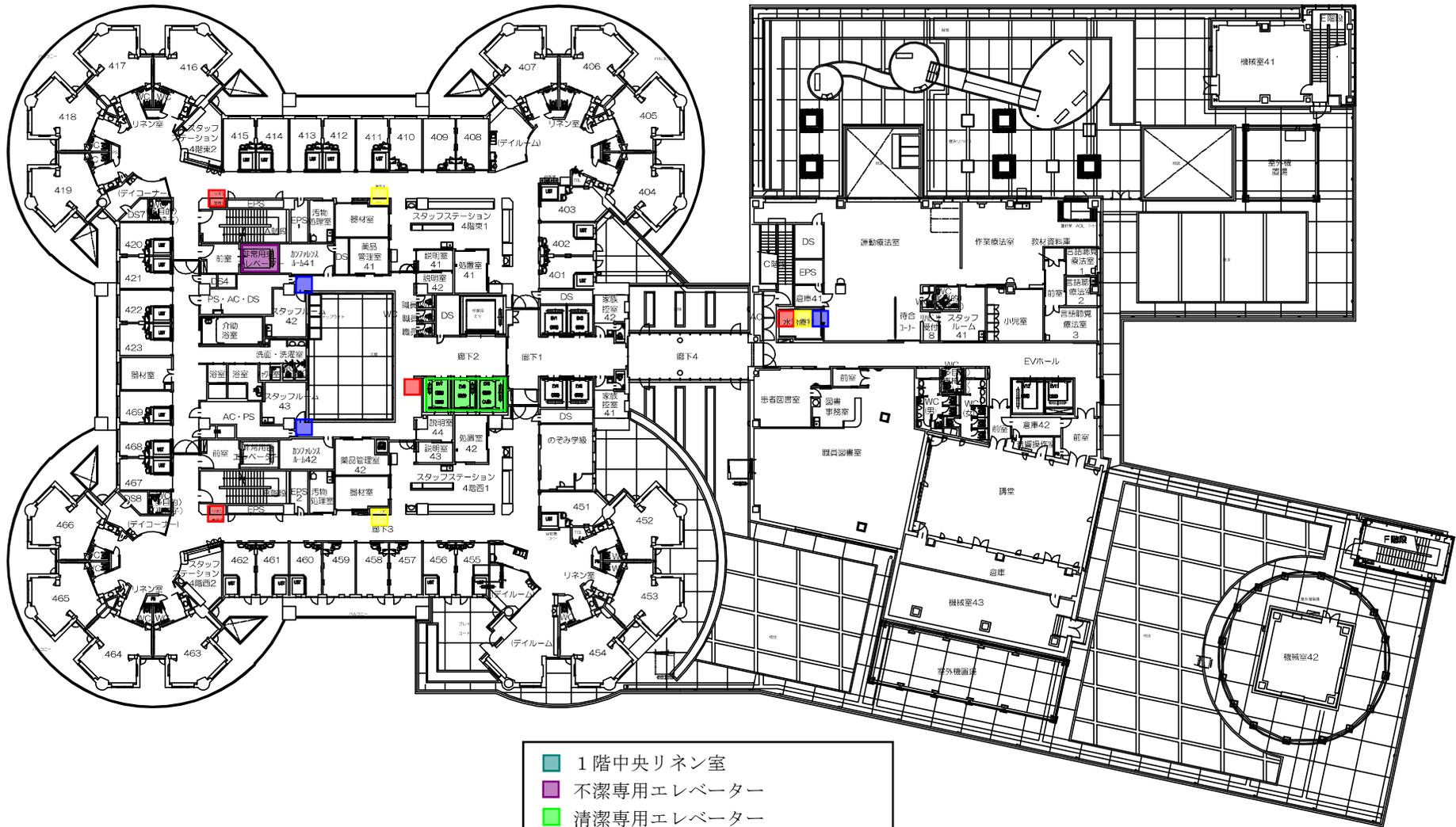
- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)

2階平面図



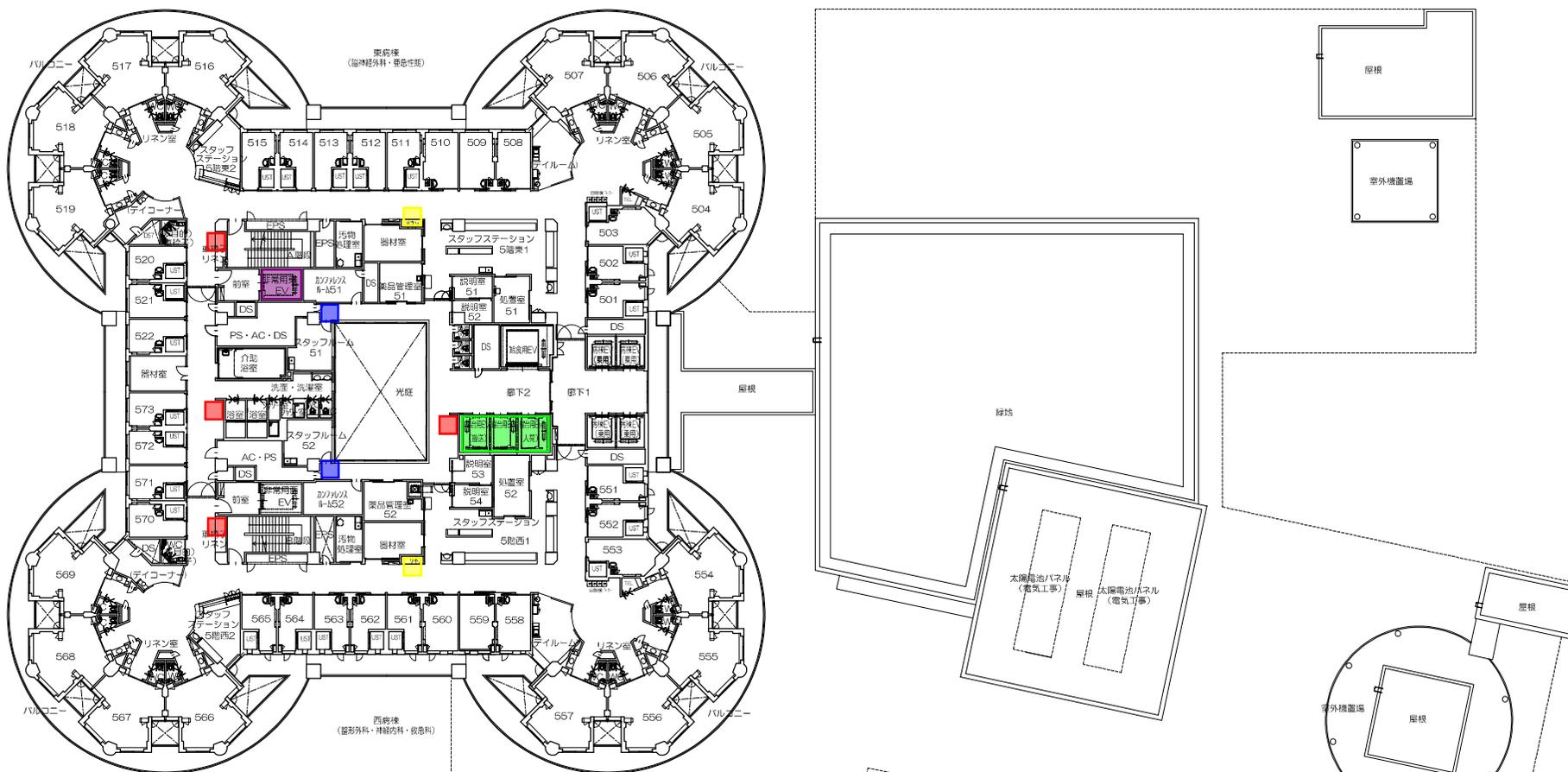
- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職当直室 (仮眠室)

3階平面図

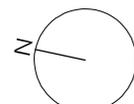


- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)

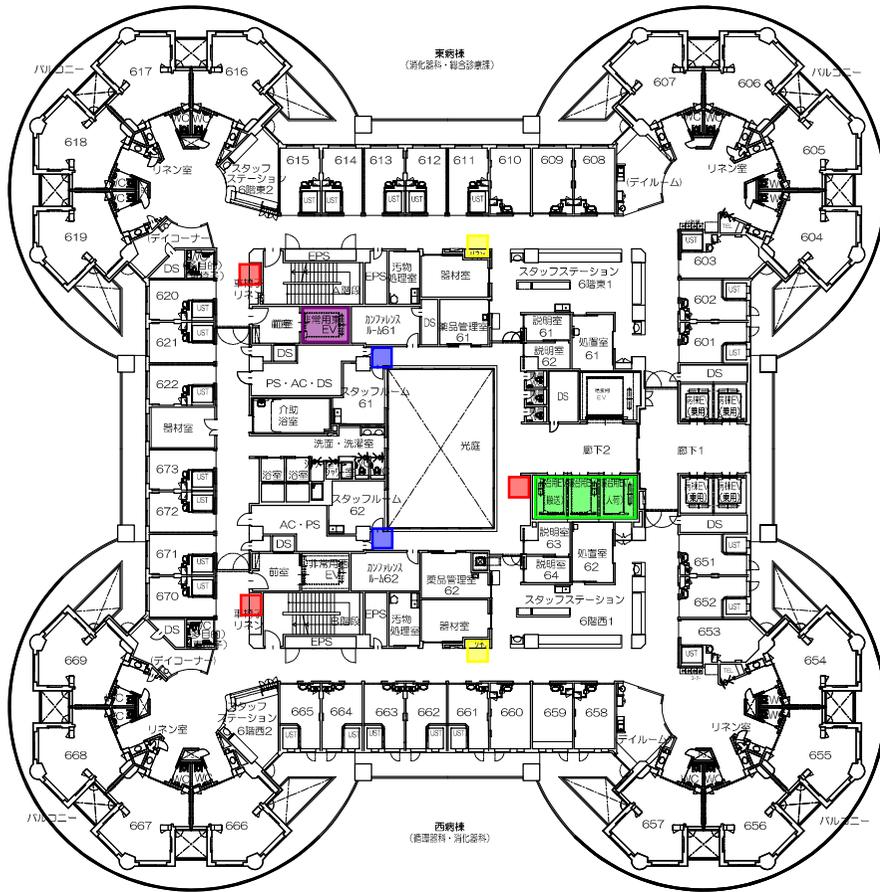
4階平面図



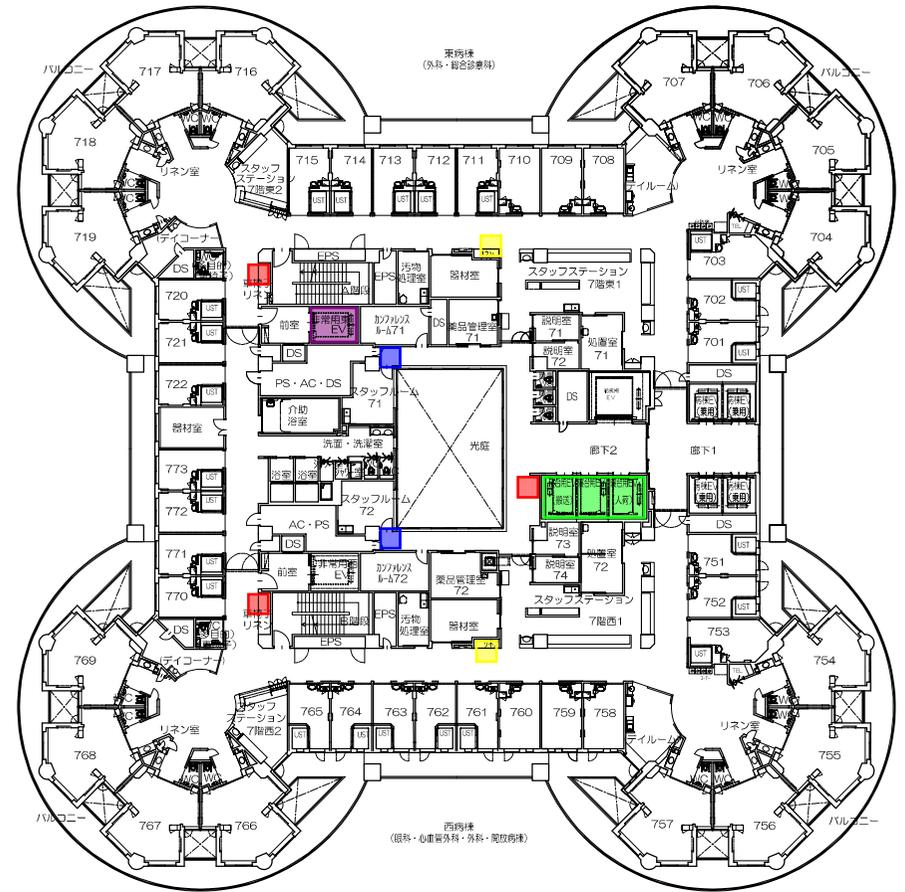
- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)



5階平面図

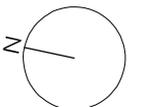


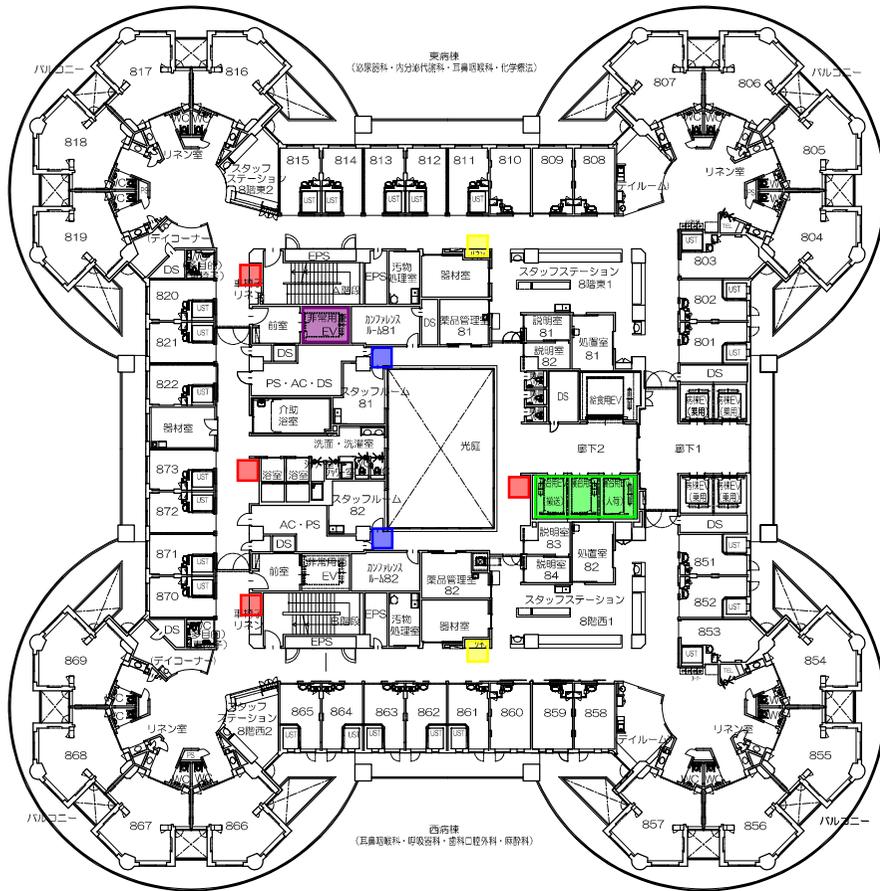
6階平面図



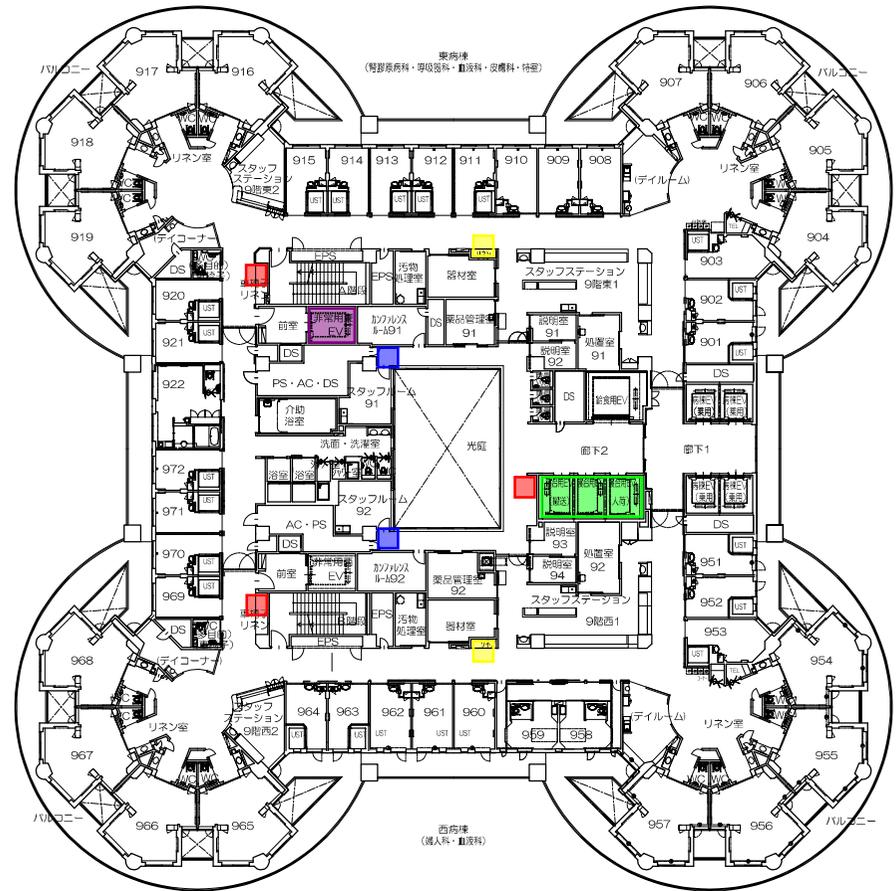
7階平面図

- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)



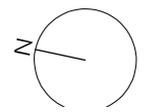


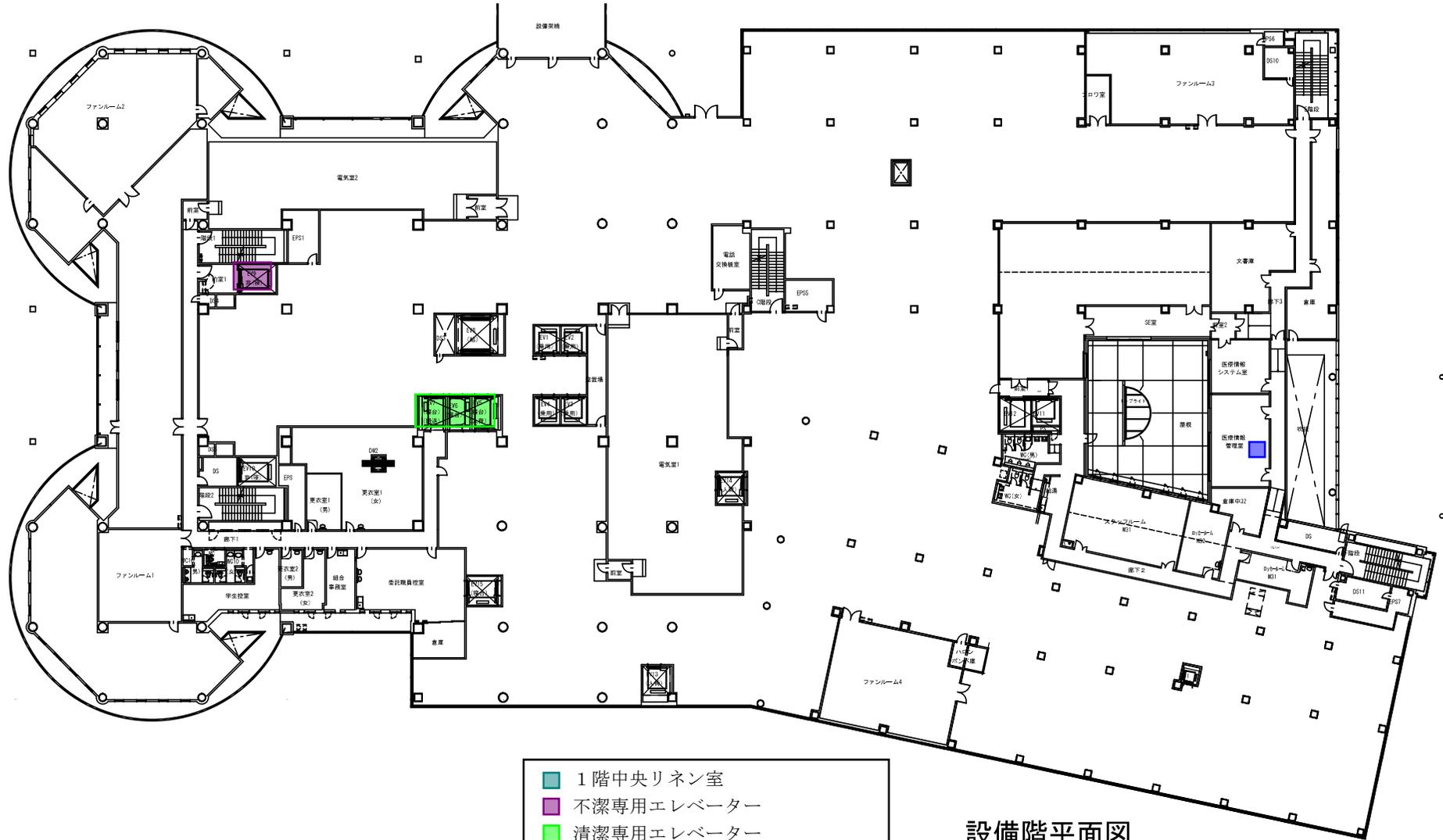
8階平面図



9階平面図

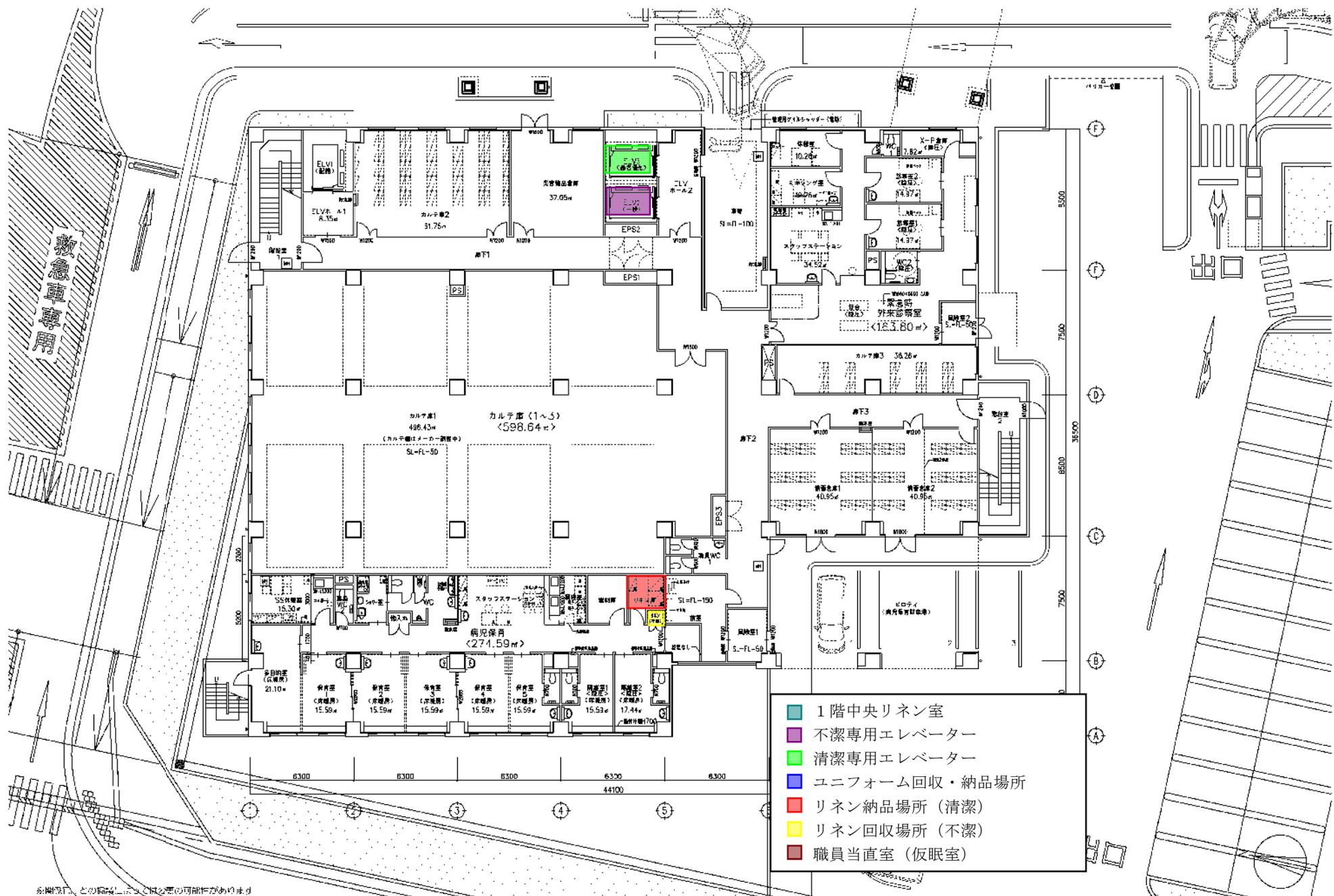
- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所 (清潔)
- リネン回収場所 (不潔)
- 職員当直室 (仮眠室)





- 1階中央リネン室
- 不潔専用エレベーター
- 清潔専用エレベーター
- ユニフォーム回収・納品場所
- リネン納品場所（清潔）
- リネン回収場所（不潔）
- 職員当直室（仮眠室）

設備階平面図



※開閉口、この図解には必ず図記号の可能性があります

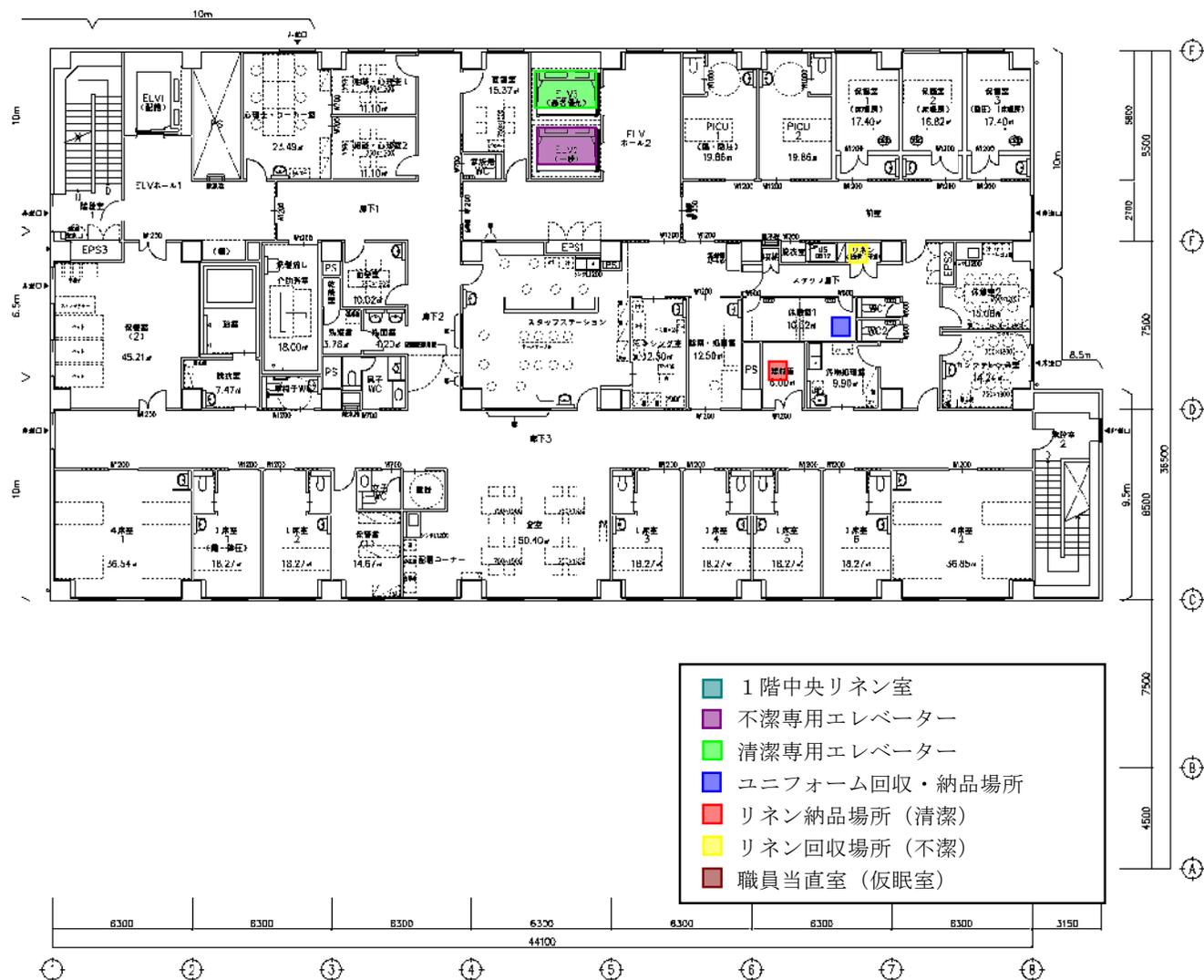
南棟 1階平面図



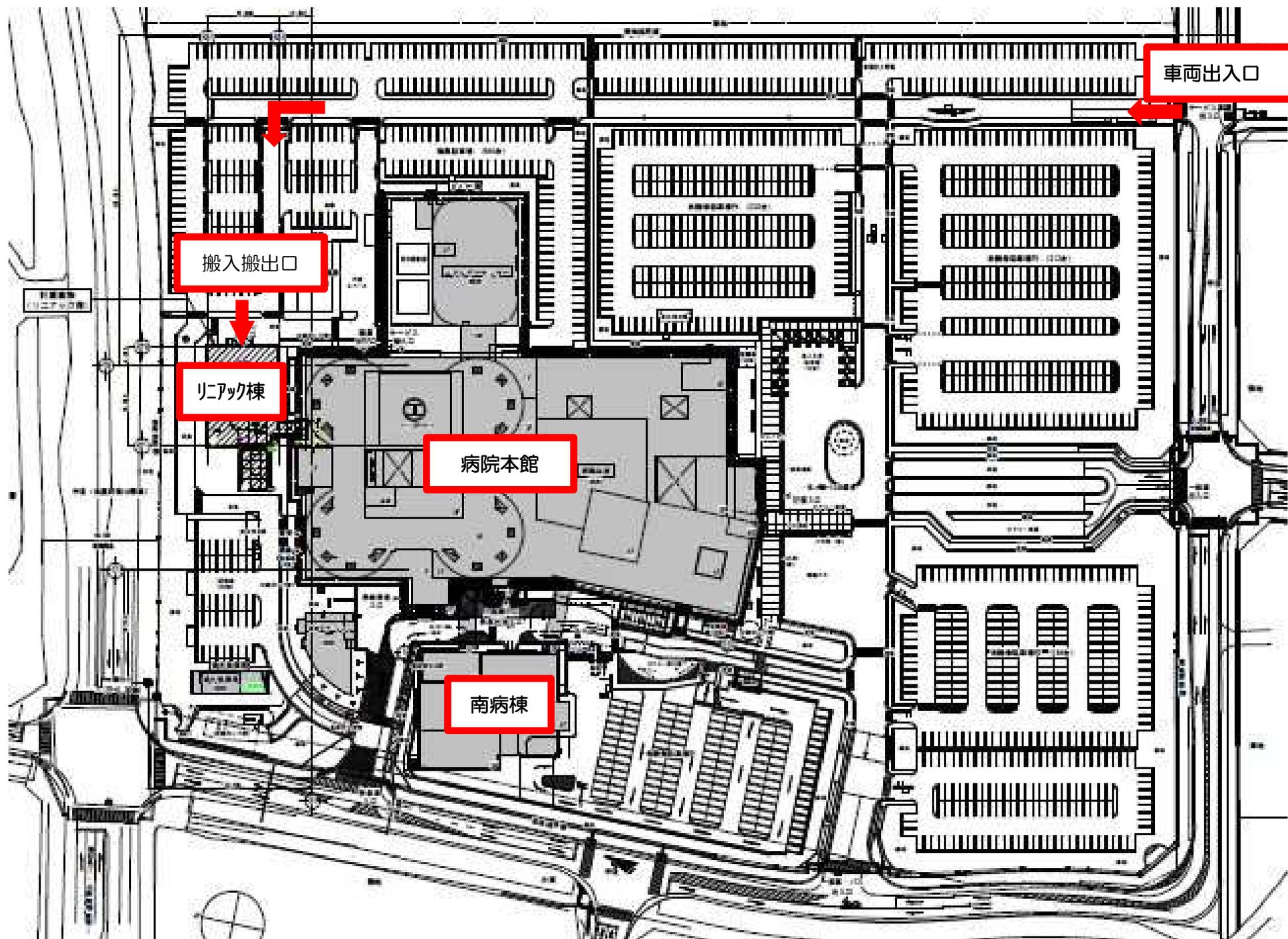
南棟 2階平面図



南棟3階平面図



南棟4階平面図



新潟市民病院寝具・患者衣等賃貸借及び洗濯業務委託契約書

新潟市民病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が使用する寝具・患者衣等（以下「リネン等」という。）賃貸借及び洗濯業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、リネン等を甲へ賃貸し、洗濯、補修、運搬等の管理についての責任を負うものとする。甲はこれを賃借する。なお、詳細については、別紙仕様書に記載のとおりとし、リネン等の品質は、乙において良心的かつ優良なものを提供するものとする。

2 甲は、甲所有の洗濯物（以下「洗濯物」という。）の洗濯業務を乙に委託し、乙は受託する。なお、詳細については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

（賃貸借料及び委託料）

第4条 リネン等の賃貸借料の額は、リネン等に定期及び随時メンテナンス、補修、運搬、交換、常駐リネン管理業務等を含めた賃貸借料とし、下記のとおりとする。なお、取引に係る消費税及び地方消費税は、外税とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 一般用寝具	単価	円
(2) 新生児コット用寝具	単価	円
(3) 職員当直用寝具	単価	円
(4) 患者衣	単価	円
(5) 新生児用肌着	単価	円
(6) 透析室貸し出しリネン	単価	円
(7) 病児保育室寝具	単価	円
(8) 賃貸借料の計算		

ア 患者が使用するリネン等

単価×延入院患者数

ただし、患者衣については、甲が患者から患者衣の使用料を徴収した数とする。

また、次のリネン等は無償とする。

- ① 汚損及び転室・転科等により、特に必要があつて1組のリネン等を超えて借り受けた場合のその超えた賃貸借料。
- ② 患者が外泊する場合は、外泊開始日の翌日から外泊終了日の前日までの期間の賃

貸借料。

イ 病院が使用するリネン等

単価×借用数

2 洗濯物の委託料は、下記のとおりとする。なお、取引に係る消費税及び地方消費税は、外税とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 委託料 単価（別紙料金表のとおり）

(2) 委託料の計算 単価×洗濯枚数

(3) 契約項目にない洗濯物の委託料の単価は、同種品目の単価に基づき、双方協議の上定めるものとする。

（賃貸借物件の借用及び保全）

第5条 甲は、賃貸借物件を本来の用法に従い使用するものとし、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

（賃貸借物件の現状変更）

第6条 賃貸借物件について、甲はあらかじめ乙の承諾を得た場合を除き、移動、他の物件との付着、改造、その他性能機能についての変更等現状を変更することはできないものとする。

（賃貸借物件の事前引渡し）

第7条 乙のリネン等の機能確認のため、契約期間開始前に甲に引渡しを行なう。その場合は、リネン等の引渡し日から契約開始日の前日まで、甲は当該リネン等を使用できるものとする。

（対象物）

第8条 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているおそれのあるものであって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を乙に委託することはできない。

2 甲は、診療用放射性同位元素により汚染されているもの又は汚染されているおそれのあるものの洗濯を乙に委託することはできない。

（感染の危険のあるものの取扱い）

第9条 甲は、前条第1項及び第2項に規定するもの以外のリネン等及び洗濯物であって、感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託する場合には、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行わなければならない。

2 甲は、例外的に消毒前の感染の危険のあるものの洗濯を乙に委託するときは、感染の危険にあることがわかるよう分別し、密閉した容器に収めて引き渡すなど、他に感染するおそれのないよう取り扱わなければならない。

3 洗濯・消毒等の基準及び使用する洗剤等に関しては、リネン等及び洗濯物の種類、使用用途に応じ、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 乙は、この本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

(履行の監督)

第12条 甲は、必要と認めるときは業務の実施状況について随時立会いその他の方法により監督又は、乙に対して所要の報告、若しくは資料の提出を求め又は必要な指示をすることができる。

(事故等の報告)

第13条 乙が本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(一般的損害)

第14条 この契約の履行に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(履行届の提出)

第16条 乙は、毎月、業務完了後、速やかに業務報告書(以下「報告書」)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第17条 甲は、報告書を受領したときは、速やかに業務の成果について、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日大蔵省理財局長通知)に基づき解釈するものとする(以下、期間の定めのあるものについても同様とする)

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項(前項後段において準用する場合を含む)の検査及び前項の補正に要する費用

はすべて乙の負担とする。

(貸貸借料及び委託料の支払)

第18条 乙は、検査に合格したときは貸貸借料及び委託料の支払請求書を甲に提出する。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲が第1項の請求書を受理した後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲はその事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときは、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は第2項の期間に参入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときにあっては、請求書があったものとししないものとする。

3 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(業務の代行)

第19条 乙は、火災、労働争議、業務停止等の事情により、その業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証制度に加入すること。なお、この業務代行保証に係る一切の費用は乙の負担とする。

2 乙の申し出により甲が業務の代行の必要性を認めた場合は、乙は、この契約書の規定に従い、一般社団法人日本病院寝具協会に業務を代行させ、甲の業務に支障のないようにすること。ただし、この場合であっても、乙の義務は免責されるものではない。

(履行期限の延長)

第20条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する日までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第21条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数(検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。)に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、

履行期間の始期までに既にこの契約に基づく機器の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する賃料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、賃貸借料及び委託料の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(変更及び解除)

第22条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他のこの契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第24条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第25条 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額があったときは、契約内容の変更により、減額後の予算の範囲内で契約を変更することができる。

2 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があり、契約変更で対応できないときは、契約を解除することができる。

3 前2項に基づき、契約を変更又は解除する場合は、速やかに乙に対して書面によりその旨を通知する。

4 乙は、第1項、2項の定めによる契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第26条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第27条 乙は、甲が第23条第1項及び第26条第1項の規定により契約を解除した場合、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。なお、この委託業務が完了した後も同様とする。

2 第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていると

きは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第28条 乙は、この契約に関して第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この委託業務が完了した後も同様とする。

- (1) 第25条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

- (2) 第26条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第29条 リネン等及び洗濯物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対してその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

(賃貸借物件の滅失)

第30条 リネン等の引渡し以降、滅失、天変地異等により乙の所有権が回復する見込みがない場合、又はリネン等が損傷して修理不能の場合、甲は書面で乙に通知するものとする。

- 2 前項の場合の損害等については、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第31条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は当該契約の履行の中止の申出をすることができる。

- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第32条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第33条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第34条 乙は、業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第35条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(契約満了時等の取扱い)

第36条 乙は、契約が満了したとき、又は契約が解除されたときは、リネン等を速やかに引き取るものとする。また、業務の内容、特性、処理方法等を示した書類を作成し、打ち合わせ等により、病院又は病院が指定する者に引き継ぎを行わなければならない。

(法令の遵守)

第37条 この契約の履行に関して、甲乙は、新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成27年新潟市条例第49号）その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は、関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第38条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第39条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第40条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

乙

別紙料金表

品名	単価(税抜)	品名	単価(税抜)
バスタオル		保護帽	
フェイスタオル		熱傷用シート	
おしぼり		入浴介助用エプロン	
手術布(大・中・小)		ワンピース	
手術布(大・中・小)アイロン仕上げ		ユニホーム(上)	
手術衣(長)		ユニホーム(下)	
手術衣(上・下)		診察衣	
処置用シート		エプロン	
キャップ		帽子	
小物(カバー, 袋等)		ベッド柵カバー	
タオルケット		ベスト	
ベッドパット		マットレス	
ムートンパット		コット用マットレス	
毛布		シャワーカーテン(m ² 当り)	
枕		クッション	
ベッドカバー		ゴムサンダル	
シート(外来・ストレッチャー)		ジップシャツ	
ピロケース(外来・ストレッチャー)		防寒ジャケット	
足拭きマット		防寒ズボン	
機材拭布		ソフトカバー	
診察台シート		安全靴	
ホーフ		ソファーカバー	
ガウン(検査衣)		ハーフパンツ	
電気毛布		カーテン(のれんを含む)(m ² 当り)	
羽根枕		災害時搬送具付きマットレス	
革手袋		プロテクター(大)	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約を履行するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知った

ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。